

分権ひろしま活性化プラン

1 地域再生計画の申請主体の名称

広島県

2 地域再生計画の名称

分権ひろしま活性化プラン

3 地域再生の取組みを進めようとする期間

平成16年度から平成21年度

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 分権改革の目的

広島県においては、基礎自治体である市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には30前後に再編されることとなる。

また、国・地方を通じた危機的な財政状況を背景に、三位一体改革や官から民への構造改革が進められる中で、県及び基礎自治体においても、民間へのアウトソーシングを含め行政コストを削減し、より効率的な行政体制を整備する必要がある。

このように、県及び基礎自治体を通じて、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、分権の担い手としての基礎自治体の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進する。

(2) 広島型分権改革の意義

市町村合併の効果の一層の発揮

市町村合併の全国トップランナーとして、合併によって広域化し、一定の行財政基盤と自治能力を備えた基礎自治体が、自らの責任と判断で地域づくりに取り組むことができる環境をより一層整備し、全国に先駆けた分権社会の実現を目指すものである。

このため、合併を契機として、基礎自治体が、より自主的な地域づくりを進めるための事務・権限を積極的に移譲することにより、合併の効果をさらに高めるとともに、基礎自治体自らの創意工夫のもとに、住民のニーズや地域の実情に応じた施策を展開し、住民サービスの充実や地域の活力の向上につなげることをとする。

スリムでスピーディーな行政の実現

本県に分権改革は、単に国から県、県から基礎自治体へと事務や権限を移すだけでなく、地域の実態や住民のニーズに沿って、住民に身近な行政サービスが基礎自治体で完結できるよう、国や県の関与を縮減することにより、トータルとしてスリムで効率的な行政の実現を目指すものである。

このため、「分権システム推進計画（仮称）」、「第二次行政システム改革推進計画」及び「第二次中期財政運営方針（仮称）」の3つの計画を策定し、有機的に結びつけ一体的に進めることにより、より良い行政サービスをスピーディーに提供できるスリムな組織づくりに取り組む。

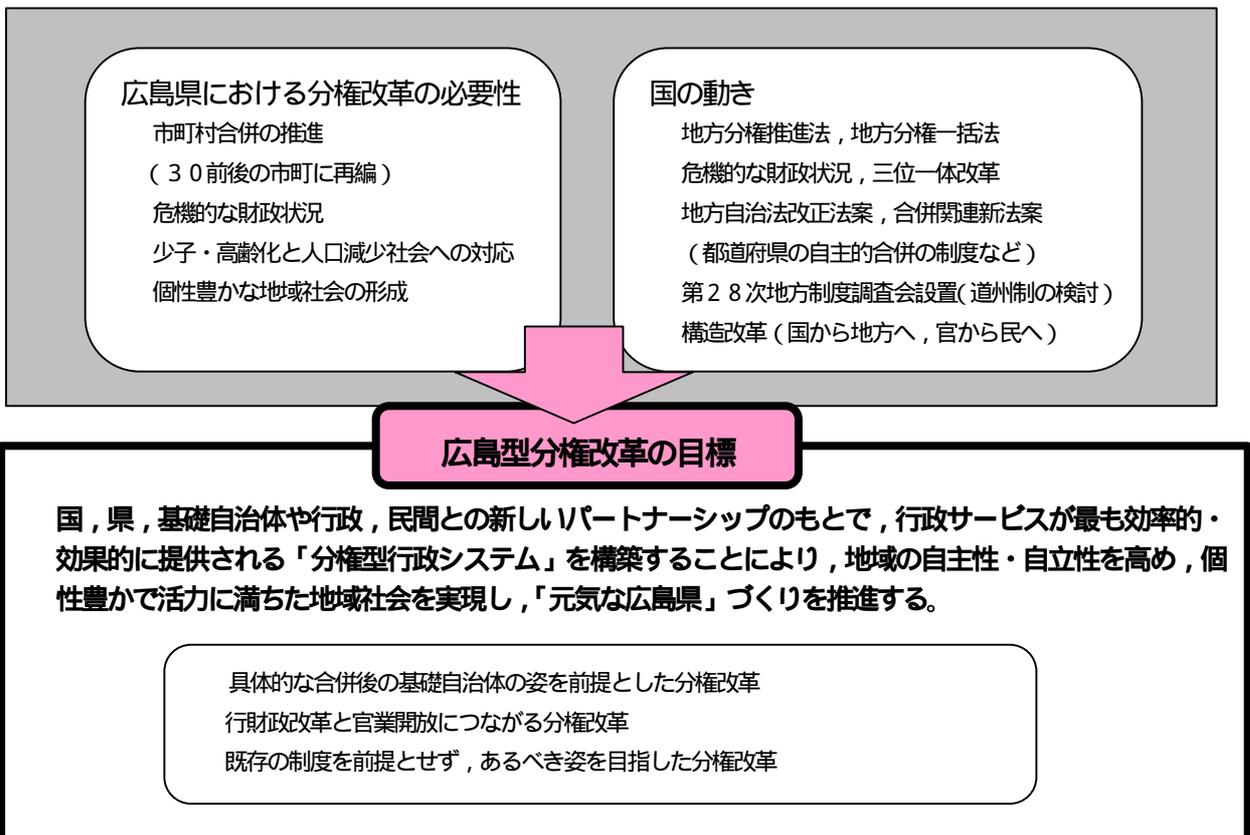
また、この分権改革は、行政と民間との役割を厳格に見直した上で、「民間にできることはできるだけ民間に委ねる」という考え方のもとに、行政と民間との新しいパートナーシップを構築し、行政の役割自体のスリム化を目指すとともに、民間事業者に新たなビジネスの機会や雇用の機会を創出することとする。

(3) 広島型分権改革の目標

本県に分権改革は、合併後の基礎自治体の姿を踏まえ、一つ一つの事務事業の分析を行い、それを積み上げていくという手法のもとに、県自身の行財政改革と一体となって取り組むものであり、合併で広域化した基礎自治体が、総合的な行政主体として、県が担っている事務や権限の多くを担い、住民に身近な事務事業を自己完結的に処理できる体制を構築しようとするものである。

このため、具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提に、行財政改革と官業開放につながる、既存の制度を前提とせず、あるべき姿を目指して、分権改革を推進する。

特に、本県は、政令市、中核市、特例市、中山間地域など、多様な地域特性を備えた基礎自治体を有し、全国の縮図とも言われており、こうした本県における分権改革の取組みは全国のモデルとなるものである。



具体的な合併後の基礎自治体の姿を前提とした分権改革

少子高齢化が進行する中で、本県においては、多数の小規模市町村を抱えており、市町村が合併によって行財政基盤を強化し、住民に多様な行政サービスを提供していくことができるよう合併促進に取り組んできた。

こうした中で、平成14年度当初には86あった市町村が合併により、平成17年3月末までに30前後の市町に再編され、その大半が市になるなど、合併特例法期限後（平成17年4月以降）の県内の基礎自治体の姿は大きく変わることになる。

このため、合併後の基礎自治体の姿を前提に、「基礎自治体優先の原則」、「補完性の原則」を徹底し、一つ一つの事務事業を洗い出し、基礎自治体へ大幅な事務・権限を移譲する。

このことにより、基礎自治体が、自らの責任と判断で地域づくり、暮らしづくりに取り組むことができ、地域の活性化を図ることができる。

行財政改革と官業開放につながる分権改革

県の組織・機構は、県と基礎自治体、行政と民間の新たな役割分担の明確化を踏まえ、県の担うべき行政サービスを効率的・効果的に提供できるスリムな体制に移行する必要がある。

このため、基礎自治体への事務・権限の移譲により、国や県の関与を縮小し、二重、三重の行政を排除して、トータルとしてスリムな行政の構築を目指すだけでなく、民間にできるものは民間に委ねるといった官業開放の視点も加え、事務事業の廃止や組織の見直し等を含めた行財政改革を一体的に行う。

このことにより、公共コストの縮減を図るとともに、民間事業者への新たなビジネスチャンスと雇用の機会を拡大することができ、地域経済の活性化や雇用の創出を図ることができる。

既存の制度を前提とせず、あるべき姿を目指した分権改革

県の役割分担を明らかにしていくためには、事務事業の全てについて、真に必要な事務事業なのか、社会経済情勢の変化に伴い役割を終えているかという視点で廃止を検討することや、民間で実施可能な事務事業については、行政の役割を廃止・縮減するという視点で民間への移管を検討することにより、行政の役割自体を見直すことが必要である。

このため、法令や国の制度等の制約があるものについても、あるべき姿を目指して、必要であれば国への制度改正提案等を行うとともに、制度改正を待たずに可能な事務や権限の基礎自治体への移譲については、独自に取り組み、実践的な分権改革を進める。

(4) 分権改革の具体的な取組み

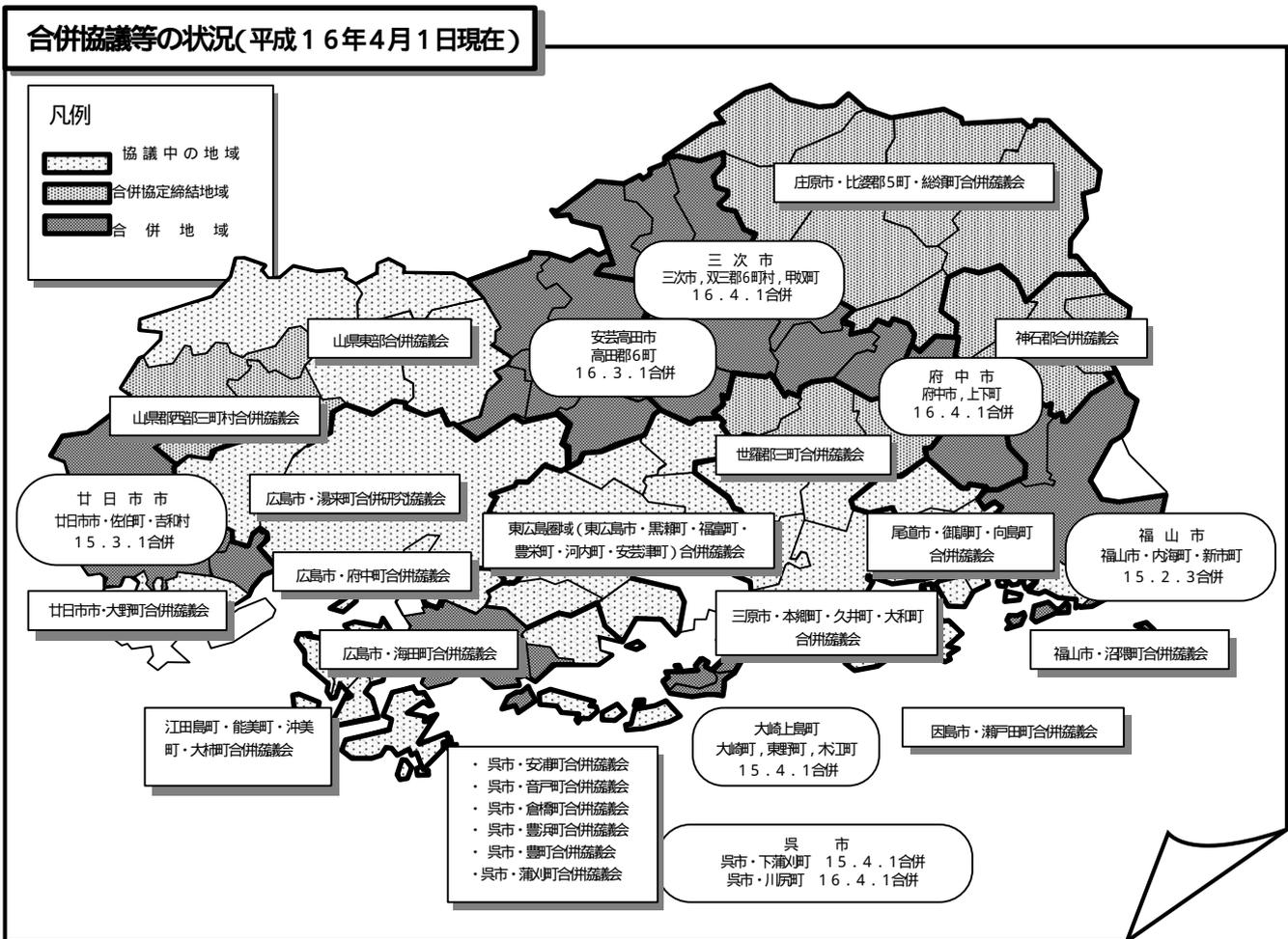
これまでの取組み

平成7年の地方分権推進法制定から平成12年の地方分権一括法の施行を経て、市町村は、基礎自治体として、地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化・グローバル化する中で、広域自治体として、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成する主体となることが求められている。

こうした中で、本県においては、「市町村分権システム推進計画」や「市町村合併推進要綱」を策定し、平成16年度末までを重点推進期間と定め、市町村合併を積極的に促進するとともに、分権時代を担う人材の確保・育成を行うため、市町村と県の共同による「ひろしま自治人材開発機構」を平成14年4月に設立したところである。

また、「行政システム改革推進計画(平成12～16年度)」や、「中期財政運営方針(平成12～16年度)」に基づいて、これまでも民間委託の推進、組織・定数のスリム化、財政の健全化などに一定の成果を上げてきている。特に、民間へのアウトソーシングについては、現業業務の全面委託化や県営住宅整備のPFI手法の導入など、県の事務事業を見直すことにより、積極的に進めてきたところである。

年度	内 容
平成10～12年度	市町村分権システム推進計画の策定(11.12) 行政システム改革推進計画の策定(12.3) 中期財政運営方針の策定(12.3) 市町村合併推進要綱の策定(12.11)
平成13～15年度	広島県市町村合併推進本部の設置(13.4) 本庁組織のフラット化、地方機関の再編(13.4) 市町村権限移譲計画(第1次)の策定(14.3) 「ひろしま自治人材開発機構」の設置(14.4) 広島県分権改革推進本部の設置(15.4) 広島県分権改革推進審議会の設置(15.7)



民間委託やPFI手法の活用

- 現業業務の抜本見直し(業務廃止, 委託化, 非常勤化などの新たな執行形態へ移行(16～17年度))
- 企業局取水場の夜間・休日管理委託(平成14年度)
- 秘書業務の人材派遣対応(平成14年度)
- 県営住宅整備にPFI手法の導入(平成14年3月実施方針公表)

これからの取組み

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で三位一体改革の具体的な改革工程が示されるとともに、市町村合併に関連する新たな法律案や都道府県の自主的な合併を可能とする地方自治法改正案が国会に提出されるなど、地方分権改革に向けた動きが加速している。

また、道州制についても、地方分権改革推進会議や第28次地方制度調査会において、具体的な議論が開始されている。

こうした中で、本県においては、分権改革を推進する上で、国、県、基礎自治体の間、また、行政と民間との間の役割分担を抜本的に見直すことによって、県の役割分担を明確化し、その役割を果たしていくための県のあり方を明らかにしていく必要があることから、現在、分権改革推進プログラム（「分権システム推進計画（仮称）」、「第二次行政システム改革推進計画」、「第二次中期財政運営方針（仮称）」）の策定に取り組んでいるところである。

こうした取組みを一体的に進める中で、すべての事務事業について、サービス提供の意義が失われていないか、今後とも必要な事務事業であっても、民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねるべきではないかといった視点で、行政の役割を極力縮小した上で、行政の担うべき役割について、国、県、基礎自治体の役割を見直し、大胆な事務や権限の移譲を推進することとしている。

その際、法令や国の制度等の制約があるものについては、この「地域再生制度」等を活用することにより、一定の条件が整ったものから、順次提案等を行うこととする。

計画期間	内 容
平成16～21年度	「分権システム推進計画（仮称）」の策定（計画期間17～21年度） （基礎自治体へ事務権限移譲、県の役割の明確化等） 「第二次行政システム改革推進計画」の策定（計画期間17～21年度） （スリムでスピーディーな組織づくり、県行政組織の再編等） 「第二次中期財政運営方針（仮称）」の策定（計画期間17～21年度）

事務事業廃止

意義の失われた次のような事務事業は廃止する。

社会・経済的環境が変化し、事業コストにふさわしい効果が得られなくなったもの
サービスの受け手の資質が向上するなど、当初の事業目的が達成されたもの
これまでの目的としてきた施設やサービスの量的な水準がほぼ達成されたもの
目的を達成したり過剰であるなど、従来の規制や監督が社会的意味を失ったもの

具体的な検討例

県独自の規制行政（かんきつ規格条例，農産物検査条例，卸売市場条例 等）

官業開放・民間実施

次のようなものは、民間によるサービス提供や民間の自主性に委ねる。

民間の実施により、レベルの高い施設整備やサービスの給付が期待できるもの
民間の実施により、効率的なサービスの提供が期待できるもの
民間サービスが既に定着していたり、今後成長が見込まれるもの
民間における自主的な処理や相互の支援に委ねることができるもの

具体的な検討例

公の施設の管理の民間活用（レクリエーション施設，社会福祉施設，県営住宅等）
生涯学習 等

県から基礎自治体への事務・権限の移譲

現在県が担っている事務事業について、次の視点で見直しを行い、基礎自治体への大幅な事務・権限の移譲を行う。

広域事務

市町村合併の進展による基礎自治体の区域の拡大に伴い、広域の概念も変化することを踏まえて、県の役割を見直す必要がある。

連絡調整事務

基礎自治体と県との連絡調整に関する事務については、真に必要なものに限定して、県の役割として継続する。

補完事務

事務の規模又は性質から一般の市町村では処理することが適当でないものとして県が担ってきた役割は、市町村合併の進展に伴い、基礎自治体の規模や能力が向上することを踏まえて、極力縮小すべきである。

具体的な基礎自治体への移譲検討例

- ・ 住民生活に密着したもの
福祉事務所の設置 等
- ・ 事業効果が基礎自治体の区域内で完結するもの
道路、港湾、自然公園施設等で地域性の強いもの 等
- ・ まちづくりに関するもの
建築確認事務 等

その他

現行の役割分担の中で、事務事業のあり方を見直しを検討する。

事務事業の見直しの検討例

- ・ 商工業、農林水産業関係制度金融の見直し、商工業等の経営改善普及事業の見直し
- ・ 小規模校の統廃合の促進 等

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的・社会的効果

(1) 分権推進による地域社会の活性化

住民がゆとりと豊かさを実感できるようにするためには、地域で営まれる多様な住民の生活に合わせ、多様な公共サービスが提供されることが必要であることから、住民に最も身近な基礎自治体が、自己決定権を拡充し、地域の総合的な行政主体としての自己責任を果たしていく仕組みづくりが必要となる。

このため、県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、住民に身近な行政をできる限り基礎自治体が処理することを基本に、合併によって広域化し、一定の行財政基盤と自治能力を備えた基礎自治体が、住民のニーズや地域の実情に応じた各種施策を自主的に展開できるよう、幅広い事務や権限の移譲等を推進することにより、地域の自立や地域の創意工夫を促し、地域社会の活性化を図る。

特に、福祉やまちづくりなど、住民に身近な分野の事務・権限を移譲することにより、基礎自治体が、ワンストップサービスによる住民の利便性の向上や、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを行うことが可能となり、活力ある地域づくりを進めることができる。

(2) 民間開放・アウトソーシングによる地域社会の活性化

行政サービスの民間開放等は、民間の力やノウハウを活用しつつ、公的コストを縮減するとともに、民間需要の創出やビジネスチャンスにつながるものであることから、積極的に推進していく必要がある。

このため、分権時代における県の役割分担を明確化し、民間が実施可能な事務事業については、できるだけ民間にアウトソーシング等を行うことにより、民間事業者に新たなマーケットとビジネスチャンスを提供して、地域の活性化と雇用の創出を図る。

特に、地方公共団体の施設の管理を民間事業者にアウトソーシングすることにより、事務の効率化や経費の削減、委託先のノウハウの活用による公共サービスの質の向上などが図られ、雇用の創出にも貢献できる。

(3) 今回申請する支援措置による経済的・社会的効果

公の施設の包括的な管理を民間事業者が行うことを可能とする指定管理者制度の導入や、電気工事士免状交付事務の民間へのアウトソーシングは、行政サービスの民間開放等に向けた第一歩であり、積極的に進めることとする。

具体的には、県営住宅における指定管理者制度の導入により、現在、県内にある826棟の県営住宅の維持管理業務を民間委託することになれば、民間事業者のビジネス機会が新たに生まれることになり、また、電気工事士の免状交付事務をアウトソーシングすることになれば、平成15年度の処理件数が約900件あることから、民間事業者の創意工夫によるサービスの効果的・効率的な実施が可能となる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

公営住宅管理における指定管理者制度の導入（別表2 番号212005 国土交通省）

電気工事士免状交付事務の民間へのアウトソーシング（別表2 番号211003 経済産業省）

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

公営住宅管理における指定管理者制度の活用（212005）

2 当該支援措置を受けようとする者

広島県及び指定管理者制度の適用により県営住宅の管理を行おうとする者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成15年度中に発出された通知に沿って、以下の取組を行っていく。

(1)取組に関与する主体

上記2の広島県及び県営住宅の管理を行おうとする者

(2)取組が行われる場所

広島県内の県営住宅の設置区域

(3)取組の実施期間

平成16年度から平成21年度

(4)取組により実現される行為や整備される施設などの詳細

県営住宅を管理するに当たって、指定管理者制度を活用することにより、民間事業者が従前より持つノウハウ等を十分に生かしながら、民間事業者の創意工夫によるサービスの効果的・効率的な実施が図られる。

また、地域における新たなビジネスの機会、雇用機会の創出が期待でき、本県が目指す分権改革の理念に合致することになる。

(5)具体的な取組内容

今後、県営住宅の管理の一部を指定管理者に代行させるよう指定の手続き・管理の基準・業務の範囲の検討を進めていく。

別紙 2

1 支援措置の番号及び名称

電気工事士免状交付事務の民間へのアウトソーシング(211003)

2 当該支援措置を受けようとする者

広島県及び電気工事士の免状交付において、実務経験の審査等都道府県が実施することが必要と認められる事務以外の委託を受けようとする者及び民間事業者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成16年度中に改正される予定の法律(電気工事士法第4条第2項)に沿って、以下の取組を進める。

(1) 取組に關与する主体

広島県及び上記2の電気工事の免状交付に係る事務の委託を受けようとする者又は民間事業者

(2) 取組が行われる場所

県内全域

(3) 取組の実施期間

平成16年度から平成21年度

(4) 取組により実現される行為や整備される施設などの詳細

電気工事士の免状交付事務については、現在、県において、その交付に必要な要件等を審査することにより事務を遂行している。

現在の電気工事士法においては、電気工事士の免状交付については、都道府県知事に認められた権限であり、民間事業者等への委託はできない法体系となっている。

今回、当該支援措置により、電気工事士の免状交付事務を民間事業者等へ委託することが可能となり、本県はその運用を目指すものである。

こうした民間へのアウトソーシングを行うことにより、民間事業者の創意工夫によるサービスの効果的・効率的な実施が可能となり、本県が目指す分権改革の理念と合致することとなる。

(5) 具体的な取組内容

現在、県において行っている以下の事務について、支援措置の活用により民間事業者等へ委託することを想定している。

免状交付申請書について、免状交付に必要な書類が提出されているかの審査事務

免状送付事務

ただし、当該委託については、「地域再生推進のためのプログラム」の3の(1)の(ウ)にあるように、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上での外部委託である。